

市では、保育の利用が必要なお子さんが、4月から保育所や認定こども園(2号・3号認定)へ入所するための申込みを受け付けます。

保育所などの保育施設に入所することもができるのは、保護者のいづれもが保育の利用を必要とする事由に当てはまり、お子さんを保育できない場合に限りです。

保護者の就労時間などにより、利用できる時間が保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)に分かれ、事由によっても保育施設を利用できる期間が異なりますので、ご注意ください。

【新規申込の方】

●市内常設保育施設／左表のとおり

保育施設名	住所	電話番号
七重浜こども園	七重浜3丁目12番5号	49-1811
浜分こども園	七重浜5丁目11番8号	49-4351
当別保育園	当別2丁目3番21号	75-3255
東光保育園	中央2丁目3番23号	73-2984
第二東光保育園	久根別1丁目18番12号	73-3094
第三東光保育園	谷好3丁目3番34号	73-2281
第四東光保育園	大工川32番6	73-6958
大野保育園	本郷342番地12	77-8104
第二大野保育園	本町3丁目21番25号	77-7447

※受け入れ年齢は生後8週間から。ただし、当別保育園のみ生後6ヶ月から。

●保育の利用を必要とする事由

- ①就労②妊娠・出産③病气・障害
- ④同居の親族の介護・看護⑤災害復旧⑥求職活動中⑦就学中など

令和2年度 常設保育施設新規園児の募集

●受付期間

1月6日(月)～2月7日(金)

●必要書類／①申請書、②世帯状況確認票、③保育の利用を必要とする事由を確認する書類

●申込方法／市役所子ども・子育て支援課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地面支所又は保育施設に備え付けの申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、お申し込みください。

なお、保育施設では書類の配布は行いますが、書類の受け付けはできません。

また、保育の利用を必要とする事由が就労以外の場合や必要書類が整っていない場合は、市役所子ども・子育て支援課以外では受け付けできません。

【現在保育施設に入所している方】

令和2年度も継続して入所を希望する場合は、現在入所中の施設の指示に従い、必要書類を提出してください。

【広域入所をご希望の方】

北斗市以外の市町の保育施設に「広域入所」をご希望の場合は、「保育施設と職場が近い」保育施設が通勤経路上にある「など」、別に要件が必要です。

詳細については、子ども・子育て支援課へお問い合わせください。

問 市役所子ども・子育て支援課 保育係「内線165」

会計年度任用職員の募集

地方公務員法の改正に伴い、令和2年4月から新たに会計年度任用職員制度が創設され、これまで臨時職員・非常勤職員として任用してきた職が「会計年度任用職員」となります。

市では、新たな制度のもと、令和2年4月から採用する会計年度任用職員を募集します。

申し込みにあたり、年齢制限はありませんが、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は申し込みできません。

●募集職種、仕事内容、任用条件等

折り込みチラシ「会計年度任用職員 求人情報」をご覧ください。

●通勤手当、期末手当、時間外勤務手当

条例等の定めるところにより、支給要件を満たした場合に支給されます。

●社会保険等

加入要件を満たした場合、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

●公務災害

非常勤職員の公務災害補償制度

又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。(勤務先の所属により異なります。)

●休暇

任用期間に応じて年次有給休暇を付与するほか、該当する場合は特別休暇(急引休暇等)を取得できます。

●申込方法

会計年度任用職員用の履歴書に希望職種を明記し、提出場所へ郵送又は直接提出してください。

資格を有する職については、資格を証する書類の写しを履歴書に添付してください。

郵送の場合は、封筒に朱書きで「会計年度任用職員履歴書在中」と記載してください。

一度に申し込みできる職種は原則1種類となります。

履歴書は市公式ホームページからもダウンロードできます。

問 市役所総務課総務係「内線224」

※仕事内容に関することは、求人情報に記載の担当課へお問い合わせください。